

Chapter 主催 Award に関するガイドライン<改定>

Chapter Operations Committee

2016.4.8 (Ver. 2.9)

<Chapter 主催 Award に関する基本的考え方 >

Chapter は、IEEE 会員が人間的にまた専門家として成長することを手助けする貴重な機会となる様々な活動を、地域の状況に応じてきめ細かく提供する。この Chapter 活動を一層活性化することを目的として、原則、以下の4区分の Chapter 主催 Award を授与することができる。Chapter Operations Committee は、Chapter 主催 Award に対して財政的な支援を行うことができる。

評価対象として定める一年間あるいはそれ以上の一定期間を通じた雑誌掲載論文及び査読

(選考)のある国際会議における発表論文の筆頭著者又は全著者を対象とした優秀論文賞

評価対象として定める一年間あるいはそれ以上の一定期間を通じた雑誌掲載論文及び査読

(選考)のある国際会議における発表論文の筆頭著者を対象とした若手奨励賞

国内研究会や大会など査読(選考)がない発表論文の筆頭著者や会誌掲載論文の筆頭著者を対象とした若手奨励賞

国内における論文以外の成果(設計、プログラム、LSI 試作品など)に対する主たる貢献者を対象とした若手奨励賞

当該分野の発展に大きな功績をおさめた個人又はグループに対する功績賞

(注1) 賞は、優秀論文賞、若手奨励賞、功績賞の3種類である。

(注2) 発表論文に対しては、筆頭著者の代わりに、他の著者で発表者を授与対象とすることができる。

<Chapter 主催 Award に関するガイドライン >

A. Chapter 主催 Award は、Award 名の一部に Chapter 名を含む

(例) “IEEE SSCS Japan Chapter Best Paper Award”

“IEEE SSCS Japan Chapter Young Researcher Award”

ただし、日本における同一ソサイエティの全 Chapter による共催事業である場合は、ソサイエティ名と “Japan” を組み合わせた Award 名 (“Chapter” という語を含まない)としてもよい。

(例) MTT-S Japan Chapter、MTT-S Kansai Chapter、MTT-S Nagoya Chapter の共同事業である場合、

“IEEE MTT-S Japan Best Paper Award”

“IEEE MTT-S Japan Young Engineer Award” 等

また、日本における同一ソサイエティの複数 Chapter (全 Chapter でない) による共催事業である場合は、Award 名の一部にソサイエティ名の組合せを含む

(例) MTT-S Japan Chapter、MTT-S Kansai Chapter、MTT-S Nagoya Chapter のうち、2 Chapter の共同事業である場合、

“IEEE MTT-S Japan/Kansai Chapter Best Paper Award”

“IEEE MTT-S Kansai/Nagoya Chapter Young Engineer Award” 等

B. 賞の価値を内外から確認できるよう、授与の基準を明確にし、毎年初めに Japan Council に登録する。年度途中の賞の新設は、原則行わない。

B-1. Award カテゴリ 1, 2, 3, 4 については、Award 授与対象となる雑誌、国際会議、研究会、成果の対象をあらかじめ Japan Council に登録する

B-2. Award カテゴリ 1 及び 2 についての授与基準には、対象雑誌または国際会議の論文採択率など授与に価することがわかる数字、授与候補者総数（基本的には IEEE 会員の論文が対象となるが、受賞者の入会を促すことを想定して、全発表者数を母数とみなすことも容認する）、並びに想定する受賞者割合を明記する

B-3. Japan Council では上記の情報、および、各 Chapter へのリンクを一覧表の形式で HP 掲載する

C. 受賞者氏名、受賞対象となった論文題目、受賞理由を、各 Chapter の HP で授与決定後速やかに掲載するとともに、Japan Council の HP にリンクするための情報も速やかに提供する

C-1. 実際の選考基準、当該雑誌または国際会議等の論文採択率、授与候補者総数と受賞者割合、選考委員会の構成を明記する

C-2. 選考委員会の構成員数は、審査論文数が 10 件/人を上回らないことを目安とし、最低人数を 3 人とする

D. 受賞者は、IEEE 会員、もしくは受賞時点までに会員申請を済ませているものに限る

[注意点] 上記受賞者は、Award を主催する Chapter の IEEE 会員*であることを基本とするが、Chapter の判断で国内の IEEE 会員*まで広げることができる。また、親ソサイエティが主催・共催、あるいは、Chapter が主催・共催する国内開催の国際会議などにおいて Chapter 主催で Award 表彰を行う場合には、海外の IEEE 会員*も受賞者にすることができる。

授与資格 (IEEE 会員) を厳格に確認する。特に受賞内定時に会員でない場合は、入会申請完了を証明する会費領収証の写しを、受賞日時までに提出するものとする。万一、提出のない場合は、受賞取消しを含む必要な措置をとる。

*) 受賞時点までに会員申請を済ませているものも含む

E. Chapter 主催の各 Award は、親ソサイエティから受賞済みの論文を対象としない。ただし、旅費支援を目的とする賞は含まない。また、他学会など外部団体からの重複受賞を妨げるものではない

F. Chapter 主催の各 Award の副賞は、支援費の上限を超えないこととする。賞金は受賞

者の収入（所得）として扱うなど、受賞者に適正な会計処理の指導を行う

G. 受賞者が「個人」である場合、盾や賞状などに記す受賞者名は、受賞者の個人名とする。
なお、受賞者名に加えて受賞対象論文の詳細情報（雑誌名称等）を記載する場合は、全著者名と論文タイトルを記載する

<Chapter 主催 Award 授与規定に関する原則>

Award 授与基準の遵守： 学生、若手会員に対する授与数は、授与対象となる IEEE 会員の発表者または著者の数に対して 10%以下とする。以下の目安も、この原則に従う。

優秀論文賞の目安

1a. 雑誌掲載論文および国際学会発表論文を対象とした優秀論文賞は、当該分野の進歩向上に重要な貢献をした論文に対して表彰するものである。該当する論文がない場合には、表彰を行わない

若手奨励賞授与数の目安

2a. 若手奨励賞の授与数は、対象件数の 10%以内もしくは 5 件以内のいずれか少ない数とする

2b. <特例>採択率が 30%を下回る雑誌や国際会議を対象とする場合は、対象となる全論文もしくは 5 件以内のいずれか少ない数を授与数とする

Chapter 全体の年間表彰者数は、登録会員数の 3~5%程度とする

<授与対象者>

Award 基準の明確化： 「在学生」を対象とした Award の場合、「社会人学生」を従来の概念の「学生」とみなすかどうかを明確にする。

大学等の教育機関を卒業、修了、或いは退学した後、2年を超える就業期間をすぎて再び、企業、団体等に在籍したまま大学等の教育機関において学ぶ学生を「社会人学生」とし、Award 選考に際して「学生」ではなく「一般社会人」の扱いとする。また、上記の範疇に入らない「働きながら学ぶ学生」は、「社会人学生」ではなく、年齢にかかわらず従来概念の「学生」とみなす。なお、「学生」とは、大学などの教育機関に在籍し、年齢 35 歳以下の者とする

(2) 「学生」を対象とする Award における受賞対象論文の認定：

当該学生が在学中に投稿した論文の「学会講演」及び「雑誌掲載」、並びに前記「学会講演」論文が後日「雑誌掲載」された論文の筆頭著者、発表者、または筆頭著者かつ発表者を授与対象とすることができる。受賞時点において、受賞者が学生でなくてもよい。但し、受賞対

象者が受賞時点で学生でない場合には、在学中の投稿であることの証拠提示を要求することがある

(3) 「一般人の若手」を対象とする Award における受賞対象論文の認定：

所属する教育機関、企業、団体等における研究成果に関する論文を対象とし、「投稿時点での年齢」に制限を設ける。論文の内容が、職務として実施した研究と一致するかどうかは問わない

(4) 一般社会人を対象とする賞は、学生に授与しない。

<研究、開発、実用化の「グループの業績」に関する表彰>

中心的役割を果たした人物が会員であることを前提として、当該 Award の申請を認める。表彰盾には、グループ全員の氏名と顕彰理由（業績内容）を彫り込む